

保護者等 様

京都府立京都八幡高等学校

### 学校感染症による出席停止について

- 1 学校保健安全法により、インフルエンザ等の指定の病気に罹患された場合、通常の欠席ではなく『出席停止』の扱いとなります。
- 2 別紙の「証明書」に医療機関で記入してもらい、登校される際に担任へ御提出をお願いいたします。  
なお、別紙の「証明書」で医療機関へ依頼された場合でも、有料となる場合が有りますので医療機関で御相談いただき、必要事項が記載されていれば書式等については他のものでも結構です。  
インフルエンザの場合、検査結果・調剤明細書等インフルエンザであることを証明できるものの写しで代用できます。（ただし、氏名、日付が記載されたもの）
- 3 御不明な点については、学校まで御連絡ください。

**連絡先**

京都府立京都八幡高等学校

北キャンパス 075-981-3508

南キャンパス 075-982-5666